

マニユライフ・米国銀行株式ファンド(愛称:アメリカン・バンク)  
— 米国の金融規制緩和の動きについて —

動き始めた米国の金融規制緩和

- 米財務省が先月公表した金融規制緩和案の報告書では、2008年の金融危機を背景に導入されたドッド・フランク法(米金融規制改革法)の見直しが主な内容となっています。現行規制の中核である銀行の自己勘定取引を制限するボルカー・ルールについて、一定規模に満たない金融機関には適用しない方針を示したり、ストレステストの対象となる資産規模の基準を引き上げるなど、規制緩和案には中規模以下の金融機関の負担軽減に重きが置かれています。
- 規制改革には最終的に法改正が必要となるものもあるため、法改正までには内容の修正・見直しや時間がかかることなどが想定されますが、当規制緩和が進むことにより中規模以下の銀行の保有比率が相対的に高い当ファンドのパフォーマンスへのプラス寄与が期待されます。

米財務省が提案した主な金融規制の緩和策

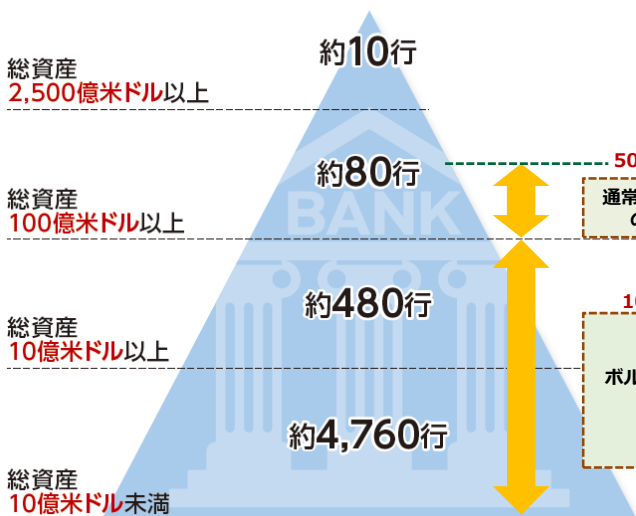
項目	概要	項目	概要
ボルカー・ルールの緩和	総資産100億米ドル以下の銀行は原則除外へ	通常ストレステストの対象を縮小	総資産500億米ドル以上に引き上げ(現行:100億米ドル以上)
消費者金融保護局(CFPB)の権限見直し	大統領による局長罷免権や予算の議会承認など	厳格な資産評価やストレステストの対象を縮小	総資産500億米ドル以上から下限を引き上げ
金融安定監視評議会(FSOC)の権限強化	財務長官主導で監督業務の重複を解消	資産評価やストレステストの簡素化	対象項目の絞り込み、回数の削減等

出所:各種報道等をもとにマニユライフ・アセット・マネジメント株式会社が作成

《ご参考》 主な規制緩和の対象となる銀行(イメージ)と当ファンドの状況

■米国の資産規模別銀行数

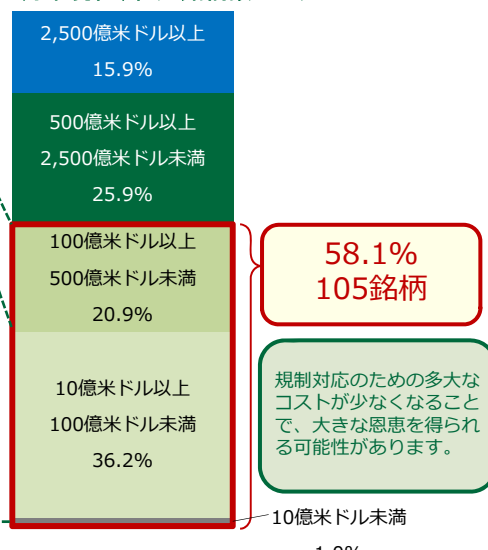
合計 約5,300行



上記はイメージ図です。

■当ファンドのマザーファンドの純資産規模別構成比

(2017年5月末現在、組入銘柄数:121)



58.1%  
105銘柄

規制対応のための多大なコストが少なくなることで、大きな恩恵を得られる可能性があります。

※総資産規模別の米国銀行数は2015年12月末時点のデータを使用しています。※当ファンドのマザーファンドの総資産規模別構成比率は現物株式評価額に対する比率です。※数値は四捨五入しているため合計値がそれぞれの値を足し合わせたものと一致しない場合があります。

出所: FDIC(米連邦預金保険公社)、ブルームバーグのデータをもとにマニユライフ・アセット・マネジメント株式会社が作成

※当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。「ご留意頂きたい事項」を必ずご覧下さい。

## ファンドの特色（詳細は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認下さい。)

- 1 **主として米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。**
  - 個別企業の調査・分析を重視したボトムアップ・アプローチにより、銘柄選択を行います。
  - 銀行の資本構成、資産の質、経営陣の能力、収益率、流動性および金利感応度などを精査し、中長期的に持続的な成長が見込めると判断される米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。
- 2 **マニユライフ・アセット・マネジメント(US)LLCが運用を担当します。**
  - 主に「マニユライフ・米国銀行株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。))に投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。
  - マザーファンドの運用はマニユライフ・アセット・マネジメント(US)LLCが担当します。
- 3 **3か月ごとに決算を行い、年4回分配を行うことをめざします。**
  - 毎年1、4、7、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。  
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
  - ※分配対象額が小額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- 4 **外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**
  - 外貨建ての株式等への投資にあたっては為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

**※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。**

## ファンドの主なリスク（詳細は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認下さい。)

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。  
**投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。**

株価変動リスク	株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金単位	販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の解約価額(解約価額=基準価額-信託財産留保額)とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金 申込不可日	●ニューヨークの銀行休業日 ●ニューヨーク証券取引所休業日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
信託期間	2026年7月21日まで(2015年11月20日設定)
繰上償還	純資産総額が30億円を下回った場合等の事由によっては、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年1、4、7、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせください。) ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※その他の事項については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

## 手数料・費用等

## ■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.24%(税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。(詳細は、販売会社にお問い合わせください。)
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して <b>0.2%</b> を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

## ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日のファンドの純資産総額に<b>年率1.836%(税抜1.70%)</b>を乗じて得た額とします。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)&gt;</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率 0.86%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率 0.80%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率 0.04%</td> </tr> </table> <p>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</p> <p>ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p>	<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)>		信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率		委託会社	年率 0.86%	販売会社	年率 0.80%	受託会社	年率 0.04%
<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)>											
信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率											
委託会社	年率 0.86%										
販売会社	年率 0.80%										
受託会社	年率 0.04%										
その他の費用・ 手数料	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、毎日のファンドの純資産総額に対して、合理的な見積率( <b>上限年率0.2%(税込)</b> )を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用に関わらずファンドからご負担いただきます。組入価値証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。										

※ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

## 委託会社ならびにファンドの関係法人

委託会社	マニライフ・アセット・マネジメント株式会社(設定・運用等) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管および管理等)
販売会社	次ページの販売会社一覧をご覧ください。(受益権の募集の取扱い等) ※目論見書は販売会社でお受け取りいただけます。
運用権限の 委託先会社	マニライフ・アセット・マネジメント(US)LLC(投資運用業等)

## 販売会社一覧

販売会社名	登録番号等	加入協会
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	日本証券業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	日本証券業協会
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	日本証券業協会
株式会社三重銀行 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関 東海財務局長(登金)第11号	日本証券業協会
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	日本証券業協会
株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	日本証券業協会
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	日本証券業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	日本証券業協会
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	日本証券業協会
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社京都銀行 (ダイレクトバンキング専用)	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

## ご留意いただきたい事項

- ・当資料は、マニュアルフ・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます)が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ・当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。
- ・投資信託は、預金等や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。
- ・販売会社が銀行等の登録金融機関の場合、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- ・投資信託の購入のお申込にあたっては、取扱い販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断下さい。
- ・当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、参考として記載されたものであり、その銘柄または企業の株式等の売買を推奨するものではありません。
- ・各指数に関する著作権等の知的財産、その他一切の権利は、各々の開発元または公表元に帰属します。
- ・当資料に関する一切の権利は、引用部分を除き当社に帰属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製はできません。

※コメントは、資料作成時点における市場環境もしくはファンドの運用方針等について、運用担当者(ファンドマネジャー他)の見方あるいは考え方を記載したもので当該運用方針は変更される場合があり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。また、将来の運用成果等を約束するものではありません。

当頁の「ご留意いただきたい事項」を必ずご覧下さい。